

## 上田市子ども・子育て支援事業計画の見直し案に対するパブリックコメント実施結果

### 1 意見募集の概要

#### (1) 実施内容

すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまちをめざし策定した上田市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し(案)について市民の皆さんから意見を募集しました。

#### (2) 募集期間

平成29年12月1日(金)から平成29年12月22日(金)まで

#### (3) 見直し(案)公表方法

ホームページへの全文掲載、子育て・子育て支援課での全文閲覧、希望者への全文複写配布

#### (4) 意見提出方法

ア 郵送    イ FAX    ウ 電子メール    エ 子育て・子育て支援課窓口へ直接提出

#### (5) 周知方法

広報うえだ12月1日号、上田市ホームページ

### 2 意見集約結果

| 郵送 | FAX | 電子メール | 窓口 | 計  |
|----|-----|-------|----|----|
|    |     | 2人    |    | 2人 |

### 3 意見に対する市の考え方

| 番号 | 意見区分                            | ご意見の概要   | 市の考え方  | 担当課 |
|----|---------------------------------|--|--|-----|
| 1  | 一時預かり<br>(幼稚園預かり保育事業以外)について     | <p>「一時預かり利用申込書」の「一時預かり利用を希望する理由」欄の(1)継続的な理由の中に、「障害があるため」または「障害」という理由を加えること。以下「障害」とする。以下、理由を述べる。</p> <p>保育園入園の理由として、「...体に障がいを持っていることにより、保育ができないこと」があるが、現在の「一時預かり申込書」には、「障害」という記載がないため、一時預かり担当の保育士が、その保育の必要を認識せず、選考の中で不利に働くことがある。</p> <p>「一時預かり利用申込書」に「障害」という理由を記載することによって、一時預かり担当の保育士にも障害のある保護者の存在と、その保育の必要性について認識し、選考の基礎とすることができる。なお、障害については、治癒することはないことから、継続的な理由となる。</p> | <p>一時預かりは、保護者の就労、通院、リフレッシュなど、ありとあらゆる希望理由により御利用いただいております。</p> <p>利用にあたっては、初めに保護者との面談により、子どもの状況から家庭状況等にわたり詳細に聞き取りを行い、状況把握をすることで、子どもへの保育上の配慮とともに、希望者が集中した場合の、利用者選考の材料にもしています。</p> <p>施設面と人的面から受け入れ人数に制限があることから、利用者の選考に際しては、他の希望者の理由や必要性・緊急性等を総合的に勘案し選考しております。</p> <p>判断が難しい場合などは、担当保育士と園長が相談の上、希望者の利用回数等も考慮しながら公平・公正な選考となるよう努めているところです。</p> <p>したがいまして、利用申込書に「障がい」の項目がないことをもって、選考に不利に働いているということはございませんので、従来どおり、「その他」の欄に詳細を記入いただく対応とさせていただきます。</p> | 保育課 |
|    | 第6章<br>2 (イ)<br>一時預かりの量の見込みについて | <p>一時預かりについて量の見込みの算出は、事業実績から算出するのではなく、希望数から算出すべきだと考える。以下、理由を述べる。</p> <p>現状、一時預かり担当の保育士の人員は、年度途中で入園する児童の担当になるために減員されることが多く、一</p>  | <p>一時預かりの利用条件には、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消することを目的とするリフレッシュの利用が認められておりますが、リフレッシュとして利用希望をされる方の中には、買い物やエステなど、優先度としては必ずしも高くない申し込みも多く含まれている</p>  |     |

|              |  |  |   |     |
|--------------|--|--|---|-----|
|              |  | <p>時預かりを希望しても、希望よりはるかに少ない日数の預かりしかしてもらえないことになっている。(毎月12日の希望をしているが、実際は多くて4日、少ない月は2日しか希望が通らない。)</p> <p>一時預かり事業の実績数が年々減っているのは、資料にあるように「一時預かり利用の中心となっている0~2歳児について、3号認定を受けて入園を希望する傾向が強まっており、その分一時預かりの希望がやや下がっている」ではなく、実際は、担当する保育士数が少ないため、希望者はいるものの預かりをできる人数が減っているため、事業実績としては減少しているという逆の現象が起きている。</p> <p>従って、一時預かり事業の量の見込みについては、事業実績ではなく、希望数から見込みを算出すべきであり、より一層の拡充が必要と考えられる。なお、希望数については、毎月一時預かり対応保育園に提出する「一時預かり利用申込書」を集計することで求めることができる。</p> | <p>のが現状です。</p> <p>これらの希望数を単純に量の見込みとして算出すると実際がなく、実績との乖離が大きくなることから、本計画においては実績をベースとしながらも、優先度が高いがやむをえずお預かりできなかった希望数等も考慮にいれた形での算定としております。</p>  | 保育課 |
| 一時預かりの選考について |  | <p>一時預かりにおける選考の透明性及び公平性を担保すること。</p> <p>一時預かりにおける選考については、各保育園の一時預かり担当の保育士が行っているが、選考については、どのような方法でされているのか、なぜ希望が通らないかなどが、保護者には全く知らされることがない。また、どの保育園を一時預かりが空いているのかが公表もされておらず、透明性と公平性が欠ける現状がある。</p> <p>従って、各保育園での現在の一時預かりの定員と、どの</p>  | <p>選考方法については1で述べたとおりであり、希望通りの利用ができない旨をお伝えし、保護者のご理解・ご協力を得ながら実施しているところです。</p> <p>また、代替保育士による補助、他のクラスへの分散保育、他の利用可能日の提示など、可能な限り希望に沿えるよう創意工夫しながら対応させていただいております。</p> <p>定員については、その日の利用する子どもの年齢や、発達に配慮が必要な子ども、アレルギー対応の必要な子</p> | 保育課 |

|   |                                    |   |   |            |
|---|------------------------------------|---|---|------------|
|   |                                    | <p>ような方法で選考が行われているかをホームページなどで公表するとともに、どのような理由で選考漏れになったのかを保護者に公表すべきである。</p>  | <p>どもがいるか、さらには個別状況(初めての利用で泣く時間が長く1対1の対応が必要等)により、日ごとに異なるため、明確な設定をすることは難しい状況にあります。</p> <p>また、空き状況の公開については、1か月ごとの公開は可能と思われませんが、前日に予約が入ったりキャンセルが出るなど、日々刻々と変化しているため、更新対応は困難を極めるものと推測されます。古い情報を見て予約を入れようと思った方がいた場合、かえって不愉快な思いをさせてしまうことも危惧されることから、直接お問い合わせいただく現行の方式が気持ちよく対応できるものと考えます。</p> |            |
| 2 | <p>第4章<br/>(2)<br/>保育所の統廃合について</p> | <p>保育所の統廃合についてですが、確かに集約すれば財政面で効率的であることは理解できます。しかし、保育の質や子供にとっての環境を考えたとき、大規模園が必ずしも良い面ばかりではないと思います。一例ですがお楽しみ会を上げると、以前神科第二保育園で浦島太郎の劇を見たのですが、人数が多いため乙姫が五人もあり、園児一人ひとりの出番も少なかったです。一方でそえひ保育園では大方一人一役で、全員で同時に舞台上立って演じる場面もあるなど、より各自に責任があり、クラスの絆も強い印象を受けました。少人数の良さは個性が埋没せず、皆それぞれが大切な一人であることを自然と自覚できることにあると思います。このような環境ではいじめもおきにくく、子供にとって居心地の良い空間なのではないでしょうか。</p> | <p>上田市の公立保育園等の施設整備につきましては、平成23年に策定しました「上田市保育園等運営計画」に基づき、必要な統廃合等も実施しながら、適正規模・適正配置となるよう進めてきております。</p> <p>運営計画の中では、保育士の配置基準や安全管理、集団での活動の必要性、保護者ニーズへの対応等の面から、定員規模は90人程度が適正としております。</p> <p>御指摘のとおり、小規模保育ならではの良さもありますが、財政負担、施設経営、子どもの育ちなどの面から一定の規模は必要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>      | <p>保育課</p> |

|  |  |  |                |
|--|--|--|----------------|
| <p>(4)<br/>放課後児童<br/>地域等との<br/>協力について</p>  | <p>地域の方々に学校に関わっていただくことには大賛成です。核家族化と共働き世帯の増加で PTA として学校に協力することが、したい気持ちはあってもなかなか難しい状況であり、その点からもぜひ進めていただけると大変助かります。</p>   | <p>地域の方々の理解と参画を得ながら、教職員や児童生徒とともに学校運営に参画できる仕組み(信州型コミュニティスクール)の普及と環境整備に努めてまいります。</p>   | <p>学校教育課</p>   |
| <p>(1)<br/>障がいのある<br/>子どもへの<br/>支援について</p> | <p>インクルーシブ教育にぜひ力を入れていただきたいです。障害のある子供は支援が必要で、財政的に負担となる現実があることは十分に承知しています。ですが、だれの間から見ても明らかな苦手を抱える障害児が学校に存在することはむしろ必要だと思えます。苦手なことがあるからといってその子がダメな子というわけではなく、それが個性であり、他者との比較ではなく以前の自分と比較する大切さに気付くきっかけになると思えます。そのような気付きはそれぞれの違いを受け入れ、自分と他人を大切にすることにつながるのではないのでしょうか。障害児がいない環境では、健常児だけの中で個人の違いが優劣となって一層目立ち、息の詰まる教室となってしまう気がします。</p> | <p>児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる力を身に付けていくことは重要であり、そのためにも障がいのある者とない者が共に学ぶ機会は大変意義深いものがあります。様々な課題を解消していきながら、上田市としてのインクルーシブ教育を今後も推進してまいります。</p>                         | <p>学校教育課</p>   |
| <p>障がい児の<br/>放課後対策</p>                     | <p>また、障害児の放課後対策も急務と感ずります。放課後等デイサービスは飽和状態にあり、療育の場であることから一か所の利用日数も限られています。そのため共働き家庭は複数の事業所を曜日によって掛け持ちしている例もあります。そのような状況が親の就労を制限したり、その苦勞が障害児の兄弟にも影響を与えることになりはしないかと思えます。</p>   | <p>障がいのある子どもの放課後や休日の居場所として、障がい特性や障がいの程度により様々な居場所があります。福祉サービスとしては、療育的な支援を行う放課後等デイサービス事業所等があります。このほか、児童クラブや児童館等で障がいのない子どもと一緒に過ごすこともあります。<br/>ご両親の就労も課題として認識しているところです</p> | <p>障がい者支援課</p> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>が、現在、市内には放課後等デイサービス事業所は 7 事業所あり、この 5 年間で着実に増加しております。また、児童クラブ等を利用する子どもも年々増加傾向にあります。</p> <p>障がいのある子どもが放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用する場合、子どもの社会性や生活能力等を身に付けるために効果的な支援となるよう、子どもが抱える困難さや家庭環境等を相談支援専門員が聞き取り、課題の解決や適切なサービスの利用に向けた「サービス等利用計画書」が作成されます。</p> <p>福祉サービスでは、家族と過ごす時間を大切にしており、子どもにとって疲労やストレスとなるような長時間の支援や年齢の低い子どもへの夜間のサービスの提供、家族の役目を担うサービスなどは、子どもの健やかな成長に影響が考えられることから、上小圏域では、福祉サービスを利用するためのガイドラインを設け、支援する側とご家族とが同じ目線に立ち、子どもの気持ちに寄り添った支援を実施しているところです。</p> |  |
|--|--|--|--|--|